

市民との意見交換会 実施要領

平成 23 年 4 月 21 日

鹿沼市自治基本条例を考える会

1. 目的

自治基本条例（案）の検討にあたり、より多くの市民の意見を反映した条例案とするために、市内の団体等に出向いて意見を集める。

2. 実施期間

平成 23 年 5 月 19 日～7 月 31 日（予定）

3. 対象団体等

市内の団体等（別紙のとおり）

4. 参加メンバー

考える会委員、支援委員

（※相手方や内容によって班編成を行う）

5. 開催日・場所

考える会事務局にて相手方と調整する

6. 意見交換会の進め方

（1）自治基本条例の概要説明

条例制定の目的と経過、今後の予定など

市民の生活や地域活動における条例のあり方

※できるだけ手短かに説明すること

（2）意見交換

テーマ・質問に対して意見をいただく

相手方によってテーマ・質問のポイントを絞る（2～3点）

あくまで意見としていただく（※討論はしない）

質問についての回答は、条例に関するもの以外は原則的に回答しない

委員の個人的な意見は、原則的に説明・回答しない

（3）意見のまとめ（または発表）

司会者によるまとめ（またはグループ毎の発表）

（4）フォーラム開催 PR

開催日 7 月 30 日（土）午後予定

場所 市民情報センター

内容 課題提起と意見交換（グループ討議）など

7. 意見交換の方式

(1) グループ討議によるもの

8名程度のグループによる KJ 法形式 (付箋に意見を書いて、模造紙に貼る)

委員が分担してグループごとに進行

グループごとに意見発表

(2) 座談会・集会形式によるもの

司会者による進行

意見を書記担当者が記録 (メモと録音)

(3) アンケートによるもの

概要説明後に所定のアンケート用紙に記入してもらう

当日回収、または後日 FAX・郵送等で預かる

8. 意見の集約と分析

①意見を持ち帰り、事務局に報告する

②事務局にて項目別に整理する

③意見については、全体会議で報告し、協議検討する

9. その他

(1) 広報かぬま (6/25 号) での周知

骨子の説明、意見交換会のお知らせ

市民団体からの意見交換会の申し込み受付

フォーラム開催 PR